

入札要綱

電子カルテ・レセプトコンピュータ統合型クラウドネイティブシステム導入に係る

初期導入一式（システム・端末機器・院内ネットワーク構築）

令和 8 年 8 月 24 日

医療法人尚愛会 小田原病院

1. 総則

1.1 目的

本書は、医療法人尚愛会 小田原病院（以下「当院」という。）が発注する「電子カルテ・レセプトコンピュータ統合型クラウドネイティブシステム導入に係る初期導入一式」（以下「本調達」という。）について、一般競争入札公告（令和 8 年 8 月 24 日付）に基づき、調達内容の詳細仕様、契約・供給スキーム、費用構成、責任分界点及び技術要件を定めるものである。

1.2 適用範囲

本書は、公告「3. 調達内容」の(1)～(4)に適用する。本書に記載のない事項については、公告及び当院との協議による。

1.3 用語の定義

用語	定義
本システム	当院が導入する電子カルテ・レセプトコンピュータ統合型クラウドネイティブシステム
受注者	本入札の落札者として当院と契約を締結する者。本調達においては本システムを提供する電子カルテ事業者が該当する
第三者事業者	端末機器の供給又は院内ネットワークの構築等について、受注者が卸契約又は再委託契約を締結する事業者
初期導入一式	本システムの利用開始に必要な、本システムの初期導入、端末機器の調達及びセットアップ、院内ネットワークの構築並びに導入取りまとめ業務の総体
連携用端末	受注者が提供するアプリケーションをインストールし常時起動させる端末。院内ネットワークとクラウド環境の中継を行う
部門システムベンダ	PACS、検査システム等、院内の各部門システムを提供する事業者

—	
端末管理台帳	納入端末の通番・設置場所・設定内容等を管理する台帳。受注者が作成し、当院・受注者・第三者事業者の間で共有する
検収	本調達に係る納入物及び役務の完了について、当院が本書に定める要件への適合を確認し、書面により合格を確認する行為

1.4 当院の概要

本調達の前提となる当院の概要は以下のとおりである。

項目	内容
名称	医療法人尚愛会 小田原病院
所在地	〒892-0844 鹿児島市山之口町 8 番 1 号
診療科目	胃腸科・内科・外科・整形外科・麻酔科・リハビリテーション科・肛門科・放射線科
病床数	44 床（特殊疾患病棟入院料 1）
診療時間	午前 9 時 00 分～13 時 00 分／午後 14 時 00 分～18 時 00 分（土曜日は午前のみ）
休診日	土曜午後・日曜・祝日・お盆（14 日・15 日）・年末年始
主な院内システム	現地調査の結果に基づき確定する（既存の部門システム、オンライン資格確認端末等を含む）

※ 端末機器の台数及びネットワークの敷設範囲は、現地調査及び当院との協議のうえ確定する。

2. 調達内容と費用構成

2.1 調達内容

本調達の内容は、公告のとおり以下の(1)～(4)を一式とする。詳細仕様は本書第 4 章～第 9 章に定める。

区分	内容	本書該当箇所
(1)	電子カルテ・レセプトコンピューター一体型クラウドシステム （利用料／初期導入費）	第 4 章
(2)	端末機器の調達（ノート PC・デスクトップ PC・タブレット）	第 5 章

(3)	キッティング（納品前設定）及び現地セットアップ	第 6 章
(4)	院内ネットワークの設計・構築・LAN 工事	第 7 章・第 8 章
(5)	導入取りまとめ業務（導入プロジェクト管理、関係事業者間の調整、補助金申請資料の作成支援）	第 3 章 3.4

※ 保守・運用は本調達の範囲に含まない。検収後の取扱いは第 3 章 3.6 及び第 12 章に定める。

2.2 費用構成

本調達の対価は、以下の費用区分により構成する。受注者は、入札時及び契約時において、当該区分ごとの金額を明示すること。

大区分	費目	内容	提供・契約形態
本システム	システム利用料	本システムの利用に係る料金（初期導入期間分。契約期間及び課金開始時期は契約時に定める）	当院と受注者の直接契約
本システム	初期導入費	初期設定、マスタ設定、データ移行支援、導入教育、稼働立会い等	当院と受注者の直接契約
第三者製品	端末機器導入費（ネットワーク構築を含む）	ノート PC・デスクトップ PC・タブレット・周辺機器等の機器代金 キッティング、現地セットアップ、院内ネットワークの設計・構築・LAN 工事	受注者による卸販売（受注者が第三者事業者と卸契約を締結のうえ当院へ販売）

2.3 見積内訳の提出

- ・ 見積内訳書は、2.2 に定める費用区分ごとに金額を分けて記載すること。
- ・ 端末機器導入費は、可能な限り機種・仕様・数量・単価・小計を明示すること。明示できないものについては一式の記載にて明示を行うこと。

3. 契約・供給スキーム

3.1 契約関係

本調達は、当院と受注者との単一の契約により行う。当院は、第三者事業者と本調達に係る契約を直接締結しない。

- ・ 当院は、本システム、端末機器、キッティング、院内ネットワーク構築及び導入取りまとめ業務の全てについて、受注者を契約の相手方とする。

- ・受注者は、端末機器の供給者及びネットワーク構築事業者との間で、それぞれ卸契約及び再委託契約を締結し、自己の責任において当院へ提供する。
- ・当院に対する窓口は受注者に一元化する。第三者事業者からの直接の請求・報告は行わない。

3.2 端末機器の卸販売

- ・端末機器は、受注者が第三者事業者から仕入れ、当院に対して販売する形態とする。
- ・端末機器の所有権は、検収の完了をもって当院に移転する。
- ・保証書は、通番を記載のうえ 1 箇所まとめて当院へ引き渡すこと。

3.3 業務委託及び再委託

- ・キッティング、現地セットアップ及び院内ネットワーク構築は、当院から受注者への業務委託とし、受注者は第三者事業者へ再委託することができる。
- ・受注者は、再委託を行う場合、再委託先の商号、所在地、再委託する業務の範囲及び再委託先の実績を、入札参加時及び契約時に当院へ書面で提示し、当院の承認を得ること。
- ・再委託先の変更を行う場合は、事前に当院の承認を得ること。
- ・受注者は、再委託先の履行について当院に対して責任を負う。再委託先の行為に起因する不履行・瑕疵についても、受注者が一次的に対応すること。
- ・受注者は、再委託先に対し、本書に定める要件及び守秘義務、医療情報の取扱いに関する義務を同等の水準で課すこと。

3.4 検収

- ・受注者は、本書に定める納入物及び役務の完了後、完成図書（第 11 章）を添えて当院へ検収を依頼すること。
- ・当院は、本書の要件への適合を確認のうえ、書面により検収を行う。
- ・検収は、本システムの稼働確認、端末機器の設置・設定確認、ネットワークの試験結果確認及び完成図書の受領をもって行う。
- ・検収時点で残課題がある場合は、課題内容・対応者・対応期限を一覧化し、当院と受注者の双方で合意すること。

3.5 検収後の保守・運用契約への移行

- ・検収後の保守・運用は本調達に含まない。当院は、各製品・サービスの提供者と、それぞれ直接契約を締結する。
- ・受注者は、検収時まで、以下を当院へ提示すること。

- － 保守・運用の対象範囲と担当事業者の一覧（本システム／端末機器／ネットワーク機器・回線／部門システム連携）
 - － 各事業者の障害時連絡先、受付時間及び一次対応の範囲
 - － 当院が締結すべき保守・運用契約の想定内容及び費用水準（参考見積）
- ・ 受注者は、当院と各事業者との保守・運用契約の締結に向けた調整に協力すること。ただし、当該契約の当事者とはならない。

4. 本システムの要件

4.1 アーキテクチャ

- ・ 電子カルテとレセプトコンピュータが同一ベンダーによる一体型であり、カルテ入力からオーダーリング、医事会計（レセプト作成）までを外部システムとの連携なしに一つのシステム内で完結できること。
- ・ クラウドネイティブ設計であり、院内へのアプリケーションサーバ及びデータベースサーバの設置を要しないこと。
- ・ ブラウザベースで提供され、PC・タブレット等の複数のデバイスから利用できること。
- ・ 複数拠点・複数端末からの同時閲覧に対応すること。

4.2 機能

- ・ 外来カルテ・入院カルテの記載・参照、オーダーリング、看護記録、医事会計、レセプト（自動算定・バリデーション）、経営分析の各機能を有すること。
- ・ 画像管理システム（PACS）及び各種検査システムとの連携が可能であること。

4.3 保守責任・窓口

- ・ 本システムに係る保守・問い合わせ窓口を単一に一元化し、電子カルテ・医事会計を分離した個別窓口を設けないこと。
- ・ 診療報酬改定等に伴うマスタ更新を、電子カルテ・医事会計の双方に対し同一ベンダーが一元的に提供・反映すること。
- ・ 改定対応のための院内機器の入れ替え又はバージョンアップ作業を当院側で行う必要がないこと。

4.4 可用性・安全管理

- ・ 複数のゾーン（データセンター）にデータを分散保存する構成であること。
- ・ 稼働率、レイテンシ等の可用性指標を常時監視し、異常時にはアプリケーションインスタンスの自動再起動・自動置換等による自動復旧が行われること。

- ・稼働率の運用目標を提示すること（正式なサービス品質保証の数値は契約時に別途協議する）。
- ・「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」及び「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」（3 省 2 ガイドライン）に準拠していること。

4.5 データ移行・導入教育

- ・既存システムからのデータ移行について、移行対象、移行方式及び移行できない範囲を事前に明示し、当院と合意のうえ実施すること。
- ・職種別の操作教育及び稼働直前のリハーサルを実施すること。
- ・稼働日及び稼働直後の立会い体制を提示すること。

5. 端末機器の仕様

納入する端末は、標準的な Web ブラウザで動作する本システムの利用に適した仕様であること。最低要件は以下のとおりとする。

項目	Windows	Chromebook	Mac
OS	Windows 11 Pro ※Home 不可（ディスクの暗号化、ローカルアカウントの利用が不可のため）	ChromeOS 最新	macOS 最新
CPU	Core i5 相当以上（PassMark 7000 以上を目安）	Core i3 以上	M1 以上
メモリ	16GB 以上	8GB 以上	8GB 以上
ストレージ	SSD 128GB 以上	SSD 128GB 以上	SSD 128GB 以上
モニタ	ノート：14～16 インチ／FHD デスクトップ：FHD 以上の外部モニタを含むこと 映像端子は Type-C の DP Alt Mode 対応を推奨	14～16 インチ／FHD ディスプレイ	13 インチ以上／FHD ディスプレイ
その他	タッチパネル：推奨 PACS 参照用端末は PACS 業者への仕様確認を実施のうえ選定	タッチパネル：推奨 医事課・医師用端末に Chromebook を使用しない	－

	すること	こと（連携ソフトが動作しないため）	
--	------	-------------------	--

5.1 タブレット

- ・ iPad Air 13 インチ（第 6 世代以降）又は iPad Pro 12.9 インチ／13 インチ（第 5 世代以降）
- ・ Chrome タブレットや Android タブレットは本システムのサポート対象外のため、本調達の対象としない。

6. キットティング要件

受注者は、以下に定めるキットティング（納品前設定）及び現地セットアップを実施すること。OS のバージョンにより設定の名称・導線が異なる場合は、現行バージョンに即した同等の設定を行うこと。本章に記載のない設定項目についても、当院が快適に利用するために必要なものは当院と協議のうえ実施すること。

6.1 事前準備

- ・ 端末管理台帳に必須項目（①端末の通番、②階数、③場所、④IP アドレス（固定の場合））を記載すること。
- ・ クライアント証明書のファイル及びパスワード、ショートカット用アイコン画像を、本システム側から受領のうえ設定に用いること。
- ・ PC へのログインアカウント／パスワードは端末管理台帳の記載をベースに設定すること。指定がない場合はローカルアカウントの管理者ユーザーで作成し、命名規則は当院と協議のうえ定めること。

6.2 ラベル貼付・保証書管理

- ・ 筐体に管理ラベル（テプラ等）を貼付すること。印字内容は通番・部屋名・階数とし、固定 IP の場合は IP アドレスも貼付する。
- ・ ラベルの上に透明テープを重ね、剥がれ防止を行うこと。
- ・ 連携用端末には「連携用端末」及び「電源を落とさないこと」を示すラベルを貼付すること。
- ・ 保証書にどの端末分か判別できるよう通番を記載し、1 箇所まとめて当院へ引き渡すこと。

6.3 OS・基本設定（PC）

- ・ OS セットアップはローカルアカウントで行うこと。
- ・ 時刻設定：タイムゾーン自動設定・時刻自動設定をオンにし、同期を実行して時刻が正しいことを確認すること。

- ・ タスクバー設定：検索ボックス非表示、タスクビュー・ウィジェットをオフにし、デスクトップ上の不要な導線をなくすこと。
- ・ ファイルの拡張子を表示する設定にすること。
- ・ スリープ設定：通常時スリープオフ、電源ボタンでスリープ、カバーを閉じて何も行わない、省エネ機能オフ、高速スタートアップ無効化。連携用端末では必須とする。
- ・ ハードウェアのテスト：電源オン・シャットダウン・再起動の動作確認、タッチパッドの動作、ドット抜けの有無、サウンドの確認を行うこと。
- ・ プリインストールされた不要なアプリをアンインストールすること。削除しきれない場合は起動しない設定とすること。
- ・ ビルトイン管理者ユーザーは原則として利用しない設定とし、端末ごとに異なるパスワードを設定して管理すること。
- ・ 不要なアプリの通知をオフにすること。
- ・ タスクトレイはフォルダ・既定ブラウザのみとし、メーカー特有の常駐タスク等を自動起動させないこと。

6.4 セキュリティ設定（PC）

- ・ OS の自動更新をオンにし、作業時点での最新までアップデートを行うこと。
- ・ ウイルス対策機能及びファイアウォールがオンになっていることを確認すること。
- ・ ディスク暗号化を設定し、回復キーをリスト化して端末管理台帳に転記すること（当院側で別途保管する場合はその指示に従うこと）。

6.5 ソフトウェアの導入（PC）

- ・ オフィスソフト（利用製品は当院と協議）。
- ・ Web ブラウザ：既定のブラウザに設定すること。パスワードの保存はオフを推奨する。
- ・ 遠隔サポート用ソフトウェア（本システム側が指定する端末）：インストール後、インストーラーを削除し、ショートカットをデスクトップに配置すること。
- ・ 本システムが指定するブラウザ拡張機能：指定の手順書に従いインストールし、ブラウザ上部に常駐アイコン化（ピン留め）すること。
- ・ 日本語入力ソフトのインストール及び IME 設定、医療辞書のインストール・設定。
- ・ レセ電ビューアのインストール（医事課端末のみ対象）。

6.6 クライアント証明書・接続確認・ショートカット作成

- ・ クライアント証明書をインストールすること。

- ・本システムが指定する URL にアクセスできることを確認すること。
- ・ログイン画面が正常に表示されることを確認のうえ、ブックマーク及びデスクトップショートカットを作成し、アイコンを提供された画像に変更すること。
- ・本システムのヘルプサイトをブックマーク及びデスクトップショートカットに登録すること。

6.7 タブレットの設定

- ・ Apple ID の発行は当院にて行う（2 要素認証等のため）。受注者はその後の設定を実施すること。
- ・ 初期セットアップを行い、OS を作業時点での最新までアップデートすること。
- ・ クライアント証明書をインストールし、ログイン用 URL 及びヘルプサイトをブックマーク登録のうえ、ホーム画面にショートカットを作成すること。

6.8 現地セットアップ

- ・ 端末管理台帳の指定に基づく設置場所への搬入・設置（開梱、梱包材の取扱いは事前に当院と取り決めること）。
- ・ 機器の設置（ケーブル配線・電源の確保）。
- ・ ネットワーク接続（有線／無線の別を端末管理台帳に記入すること）。
- ・ 既存プリンター・スキャナとの接続及び印刷確認。接続状況は端末管理台帳に記録すること。
- ・ IP アドレスの固定（連携用端末は必須。その他は当院に確認のうえ必要に応じて実施）。
- ・ 単語登録（必要に応じて実施）。
- ・ グループウェア及びチャットツールの利用がある場合のインストール・設定。ID／パスワードの入力は当院立ち会いの下、当院にて行う。
- ・ NAS を使用する場合の共有設定。
- ・ 既存 PC からのローカルデータ移行は原則実施しない（必要な場合のみ当院と協議のうえ実施）。

※ 端末設置における LAN ケーブルの敷設工事は本章の範囲に含まず、第 7 章・第 8 章に定めるネットワーク構築側で実施する。

6.9 端末管理台帳の記載・共有

- ・ 端末管理台帳に、端末ユーザー名・端末シリアル・ディスク暗号化の回復キーを記載すること。
- ・ 現地セットアップ完了時に端末管理台帳を最終更新し、当院指定の格納先に格納すること。
- ・ 台帳は当院・受注者・第三者事業者の間で共有し、トラブル発生時にどこに何の端末があるか把握できる状態を維持すること。

7. 院内ネットワーク構築の仕様

7.1 業務範囲

- ・ 当院との打ち合わせへの参加（関係事業者間の調整の主体は受注者が担う）。
- ・ 現地調査（既設ネットワーク・配線・電源・電波環境・設置場所の確認）。
- ・ 基本設計（院内ネットワークを対象とした論理／物理設計、セグメント分け、無線 AP 設計）。
- ・ 物理設計（VLAN 環境を定義し論理的な分離通信を実現、セグメント間の通信制御）。
- ・ セキュリティ設計（UTM での多層防御、死活監視）。
- ・ 構築・設定投入（FW／UTM、L3SW、AP、VPN、Proxy、DNS／NTP 等）。
- ・ 試験（接続／性能／フェイルオーバー／セキュリティ）と記録、課題是正。
- ・ LAN ケーブルの敷設工事。

7.2 セキュリティを担保するための前提条件

- ・ OS を最新に保てる機器と、OS を更新できない機器を別のサブネット（VLAN）に分割すること。
- ・ VPN を利用しているシステムはそれ単体でサブネットを独立させること。
- ・ OS を最新に保てる機器のみインターネットへ接続すること。
- ・ インターネットに繋がるネットワークではセキュリティ対策を施すこと（UTM や EDR、XDR 等と運用によるセキュリティ対策を想定）。
- ・ サブネット間の通信は連携に必要なもののみに制限をかけること。
 - － 連携で利用する通信の内容は、受注者が各部門システムベンダーへヒアリングのうえ取りまとめ、ネットワーク構築を行う事業者へ提示する。
- ・ 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した設計とすること。

7.3 回線・通信要件

- ・ 本システムを利用する PC から、本システムが指定するドメインに接続できること。
- ・ 連携用端末は、指定ドメインに加えて連携先の各システムにも接続できること。
- ・ 連携用端末からインターネット向けに 10050/tcp、10051/tcp が許可されていること。
- ・ 専用線や VPN／閉域網の利用を必須としない、インターネット経由でのクラウドサービス利用を前提とした構成とすること。
- ・ 少なくとも病棟など移動を要する場所では、Wi-Fi が利用できること（2.4GHz、5GHz、6GHz のいずれも可）。

7.4 ネットワーク構成の前提

- ・オンライン資格確認用ネットワーク、情報系ネットワーク（OS を最新に保てる機器）、OS を更新できないネットワーク（PACS 等）の 3 系統に分離すること。
- ・情報系ネットワークには UTM を設置し、インターネット経由で本システムのクラウド環境へ接続すること。
- ・系統間を接続する箇所では、必要な通信のみを許可すること。

※ 具体的な構成は現地調査及び打ち合わせを経て確定する。

8. 有線 LAN の敷設想定箇所

院内ネットワークの構築に最低限必要な配線を除き、本システムやその他の院内システムを接続するために必要となる配線の敷設箇所の例を以下に示す。実際の敷設箇所は現地調査及び打ち合わせの中で確定するものとし、下記は参考とする。

接続元	接続先	用途
情報系のルーター／ L3Switch	画像系の HUB／Switch	閉域にあるシステムとルーティングして連携を行うため
情報系の HUB／Switch	薬局	注射ラベル・お薬手帳用のラベル発行を情報系ネットワークを通じて行うため
情報系の HUB／Switch	診察室	外来が止まらないよう有線接続を必須としているため
情報系の HUB／Switch	ナースステーション	検査ラベルの発行をラベルプリンターを通じて行うため
情報系の HUB／Switch	リハビリテーション室	リハビリ実施記録の入力端末を接続するため
情報系の HUB／Switch	健診・受付	受付業務及び健診結果の入力端末を接続するため
情報系の HUB／Switch	医事課	各種様式の書類の発行を情報系ネットワークを通じて行うため
情報系の HUB／Switch	連携用端末	連携用端末をインターネットと接続するため
オンライン資格確認ルーター	医事課	オンライン請求用の端末を構築し、オンライン請求用のネットワークと繋ぐため（※1）
オンライン資格確認ルーター	連携用端末	オンライン資格確認と連携を行うため

※1 請求用端末については当院と協議のうえ決定する。

9. 第三者事業者に関する要件

受注者が端末機器の供給又は院内ネットワークの構築を第三者事業者に担わせる場合、当該事業者は以下を満たすこと。受注者は、これを確認のうえ入札参加時に当院へ提示すること。

9.1 端末機器の供給に関する要件

- ・クラウド型電子カルテの利用に供する端末機器の納入実績を有すること。
- ・本書第5章の仕様を満たす機器を、納入期限までに調達できること。
- ・本書第6章に定めるキッティング及び現地セットアップを実施できる体制を有すること。

9.2 院内ネットワーク構築に関する要件

- ・病院において、複数病棟又は複数フロアにまたがる院内ネットワーク（有線 LAN／無線 LAN）の設計・構築の実績を有すること。
- ・クラウドサービス（SaaS）利用を前提としたインターネット接続環境の構築が可能であること。
- ・「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の趣旨を理解し、これに準拠したネットワーク・セキュリティ設計ができること。
- ・ネットワークの死活監視を行える体制を有すること（監視の範囲及び対応時間は当院との協議により定める）。
- ・検収後の保守・障害対応（ネットワークの故障時対応窓口）を担える体制を有すること。

9.3 管理

- ・受注者は、第三者事業者の履行状況を管理し、当院への報告を行うこと。
- ・当院は、第三者事業者に対して直接の指揮命令を行わない。要望・指摘は受注者を通じて伝達する。

10. 責任分界

本調達における各関係者の責任分界は以下のとおりとする。最終的な意思決定は当院が行う。

10.1 導入期間（契約～検収）

◎＝主管（責任を持って実施） ○＝分担して実施 △＝協力・情報提供 －＝対象外

項目	当院	受注者	第三者事業者	部門システムベンダー
クラウド基盤（データセンター、サーバー）	－	◎	－	－

本システム（アプリケーション）	△	◎	－	－
マスタ設定・データ移行	○	◎	－	△
端末機器の調達・納入	－	◎（卸販売）	○（供給）	－
キッティング・現地セットアップ	△	◎（委託元）	○（実施）	－
院内ネットワークの設計・構築・LAN 工事	△（承認）	◎（委託元）	○（実施）	△
部門システムとの連携設定	△	◎（連携用端末側）	△（通信制御）	○（部門側機器）
連携試験の実施・立会い	○	◎	○	○
プロジェクト管理・関係者調整	○	◎	△	△
院内運用ルール・ポリシーの策定	◎	△(情報提供のみ)	－	－
Apple ID 等の ID・パスワード管理	◎	△	△	－

※ 当院に対する窓口は受注者に一元化する。第三者事業者の履行についても、当院は受注者に対して責任を求めることができる。

10.2 検収後（保守・運用期間）

検収後は、対象ごとに当院と各事業者が直接契約を締結する。受注者は本システムに係る責任を負い、その他の対象については契約当事者とならない。

対象	契約の相手方	障害時の一次窓口	備考
本システム（アプリケーション・クラウド基盤）	受注者（電子カルテ事業者）	受注者	電子カルテ・医事会計を分離せず単一窓口とする
端末機器（ハードウェア保守・故障対応）	端末機器供給者	端末機器供給者	契約内容（代替機の提供条件等）は当院との合意により確定
院内ネットワーク（機	ネットワーク構築事業者	ネットワーク構築事	対応時間・監視範囲は当

器保守・監視)		業者	院との合意により確定
回線	回線事業者	回線事業者	契約形態は当院にて決定
部門システム	部門システムベンダー	部門システムベンダー	連携部分の設定変更は受注者と協働
院内運用	ー	当院	障害の一次切り分け体制は当院にて整備

11. 完成図書（納品物）

検収時には、以下の完成図書を納品すること。

完成図書	必要とする理由・記載内容
ネットワーク構成図	院内ネットワーク起因のトラブル発生時に、関係者間で切り分けを行い迅速に対応するため。院内の他システムの構成についても、判明した内容をもとに構成図へ追記し、最終的に当院にて保管する。
端末管理台帳	IP アドレスの重複回避、納入端末の資産管理及び設定内容の確認のため、以下を記載すること。 ・通番、階数、設置場所、IP アドレス（固定の場合） ・設置された機器のメーカー、型番、シリアル番号 ・端末ユーザー名、ディスク暗号化の回復キー ・プリンター・スキャナとの接続状況、有線／無線の別 ・DHCP の割当範囲（提示された範囲には固定 IP を割り当てない運用とする）
設定された SSID とそのパスワード	構築後のネットワークを利用する際に必要となるため
保証書一式	通番を記載のうえ 1 箇所にとめて引き渡すこと
連絡先一覧	本システム、端末機器、ネットワーク、部門システム連携それぞれの障害時連絡先・受付時間・一次対応範囲を一覧化したもの（第 3 章 3.6）
補助金申請に係る証憑	当院が申請する補助金の交付要綱等で求められる仕様書、見積内訳、納品書等

12. 保守・運用（検収後）

- ・保守・運用は本調達の範囲に含まない。検収後、当院と各事業者が直接契約を締結する（第 3 章 3.6、第 10 章 10.2）。

- ・受注者は、本システムに係る保守について、単一窓口による対応、診療報酬改定等に伴うマスタ更新の一元的な提供を行う契約を、当院と別途締結するものとする。
- ・ネットワーク保守の対応時間、死活監視の範囲、端末の故障時の修理・代替機の提供条件については、当院と各事業者との協議により確定する。
- ・受注者は、契約締結までの間、当院が保守内容を比較・検討できるよう、対象範囲と費用水準の情報を提供すること。

13. 落札者の決定

本入札は総合評価方式により行い、価格点（60点）と技術点（40点）の合計得点が最も高い者を落札者とする。技術点の評価項目は以下のとおりとする。

No.	評価項目	配点	確認資料
1	レセコン一体型アーキテクチャ及びクラウドネイティブ設計の適合性	10	仕様書、アーキテクチャ説明資料
2	中小病院における導入実績及び稼働支援体制	8	納入実績一覧表
3	端末機器・ネットワークを含む一括提供体制（第三者事業者の実績、再委託管理体制）	8	第三者事業者一覧
4	責任分界の明確性及び単一窓口の実効性	7	責任分界表（案）
5	導入計画・プロジェクト管理体制及び補助金申請支援の内容	7	導入計画書、見積内訳書
—	合計	40	—

※ 配点は案であり、当院にて確定する。

14. その他

- ・本調達とは、当院と受注者との直接契約とする。第三者事業者との契約は受注者が締結する。
- ・関係事業者との打ち合わせ及び連携に発生する費用は本調達金額に含むものとする。
- ・第6章のキitting内容は、当院が端末を利用するうえで必要と想定するものを記載したものであり、掲載内容以外にも快適な利用のために必要な設定があれば当院と協議のうえ実施すること。
- ・本書と公告の記載に齟齬がある場合は、公告を優先する。
- ・本書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、当院と協議のうえ決定する。

以上